

議案第 36 号

橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例

橋本市立文教施設利用に関する条例の一部を改正する条例(平成27年橋本市条例第58号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前			
別表第1(第8条関係)					
1 中央公民館(3階)・文化会館(2階・4階)基本使用料 (単位:円)					
区分	利用時間	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00	
2階大ホール 第3研修室	略	略	略	略	
第5研修室		806	1,278	1,963	
幼児室 室	準備 略	略	略	略	
備考 (1)・(2) 略 2 附属設備基本使用料 略					
別表第1(第8条関係)					
1 中央公民館(3階)・文化会館(2階・4階)基本使用料 (単位:円)					
区分	利用時間	午前 9:00~12:00	午後 13:00~17:00	夜間 18:00~22:00	
2階大ホール 第3研修室	略	略	略	略	
第4研修室		806	1,278	1,963	
第5研修室		806	1,278	1,963	
幼児室 室	準備 略	略	略	略	
備考 (1)・(2) 略 2 附属設備基本使用料 略					

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。